

昭和五十四年十月三十一日提出
質問 第一号

早稲田大学の用地買収をめぐる地方自治体との紛争に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年十月三十一日

提出者 高田富之

衆議院議長 灘尾弘吉殿

早稲田大学の用地買収をめぐる地方自治体との紛争に関する質問主意書

早稲田大学と埼玉県本庄市外二町村との大学用地をめぐる紛争は、一時も早く解決を要する緊急の問題であると考えます。

従つて、次の事項について質問する。

一 早稲田大学と埼玉県本庄市外二町村との間に、大学用地買収について「覚書」が交換されたのは昭和三十六年七月のことであつて、既に十八年余りの長年月が過ぎている。

しかるに、今日なお広大な用地はほとんど全く遊休地のまま放置されている。

本庄市としては、多額の市費を投じてまで用地取得に際し大学当局に協力しているにもかかわらず、このような不誠意極まる大学の態度に激怒し、本年七月、市議会全員一致の議決に基づいて大学当局に対して「覚書」の白紙撤回を申し入れた。

これに対する大学側の回答を不満として、今日市側と大学は完全に対立したままの状態にある。

この用地は約八十三万三千平方メートルで、市街地に近接し、交通も至便で、他に有効利用の可能性の極めて高い優良地であつて、このまま放置することは地方都市の開発に重大な支障を来し、国家的見地から見ても看過できない事態と考えるが、政府の所見をうかがいたい。

二 大学当局が当初来確たる計画も無しに用地を取得し、二十年近い歳月を経た今日、初めての用地に「学部新設」の意思の無いことが最終的にほぼ明らかになつたということは、いやしくも教育の府たる大学にあるまじき背信行為として糾弾されてしかるべきことと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 本庄市としては、直ちにこの土地の返還を実現して、都市計画上有効に活用したいとの考えを固めているが、政府は事の真相を究明し、大学当局に対して嚴重に反省を促すとともに、市

側の要求に応ずるよう至急に大学を指導する必要があると考えるが、政府の見解を示された
い。

右質問する。